

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月3日(木)午後3時00分から午後4時32分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について ＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第4号	農地利用配分計画(案)について
議案第5号	農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による届出について (2)専決事項 農業委員会法改正5年後調査について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季 役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

皆さんこんにちは。師走に入りまして、大変お忙しい時期でございますが、人・農地プラン地区懇談会に関しましてはお忙しい中、出席し、また進行等も務めていただきまして大変ありがとうございます。あと残すところ3会場ではありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、ただ今から開会の司会の進行をさせていただきます。では、開会を新村職務代理お願ひします。

(開会)

<新村職務代理>

皆さん、こんにちは。令和2年もあと1ヶ月弱を残すところとなりました。何かと今年にはコロナで大変な毎日を過ごしてきましたけれども、あと残り少ない今年も皆さん風邪をひかないように頑張っていたきたいと思ひます。11月に入りまして、あと2ヶ月で年の終わりが迫ってきましたけれどもお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、こんにちは。先程課長が言われましたけれども、人・農地プラン地区懇談会につきましてはほぼ8割が過ぎ、出席・進行していただきまして、どうも大変ありがとうございます。今年には天候が不順でありまして、今日も春らしいような陽気でぽかぽかとしております。これから暮れに向かひまして、風邪等ひかないように頑張っていたひいて、無事また新しい年で農業委員会を開催したいと思ひます。よろしくお願ひします。今日は、大変ご苦勞様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

4番の原委員さんと5番の小澤委員さん、よろしくお願ひいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

埼玉県入間郡三芳町^{いるまぐんみよしちょう}みよし台…番地… … …号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は田、面積288㎡および、

大字平出…番…、地目は田、面積258㎡を、

大字平出…番地…にお住まいの、Bさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは遠方にお住まいのため、耕作できず、以前から申請地近くにお住まいのBさんに貸し出しておりました。

譲受人のBさんは、今後も耕作を続けたいことから、申請地を取得したいということであります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は52アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

10月18日に埼玉県にお住まいのAさんから直接電話をいただきまして、親から相続した土地を平出下町のBさんに買っていただきたいから立ち会いをお願いしますとのことでした。場所はC近くの畑になっているところでして、10月25日にBさんと古村推進委員と私の3人で立ち会いを行いました。買い入れ予定の土地はBさんのお宅のすぐ隣になっておりまして、もう4年程前からBさんが借りて耕作しているということでした。町道沿いにありまして、境ははっきりしていましたが、すぐ脇を水路が通っておりましてけれども、Bさんが引き続き耕作してくださるということで、問題ないと考えています。以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

千葉県流山市加^{ながれやまし}か…丁目…番地の… …にお住まいのDさんが所有いたします、
大字伊那富字大道上…番…、地目は畑、面積38㎡を、
大字伊那富…番地…号にお住まいの、Eさんが取得するものです。

譲渡人のDさんは遠方にお住まいのため、耕作できないことから、申請地北側にお住まいのEさんが利便性のよい申請地を取得したいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は21アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件について、ご説明致します。地図では9ページの所に一緒に案件がありますので、それに絡んでのお話になります。11月18日に譲受人のEさんと福島会長、私の3人で現地で立ち会いました。この土地は38㎡ということで、非常に狭い所です。以前畑であった所を地図で斜線が引かれている下の土地をこの後説明致しますが、別の方が住宅地として取得する予定です。その残った所をEさんが取得するということです。その上に道路に面したわずか17㎡のスペース、後で説明致しますが、ここの道路が狭いということで、Eさんの意向でここを買って町に寄付するような一連の三つの案件が絡んで一緒に動いております。ここの土地については、境界も明確になっており、また道路の幅も2m以上あり、特に問題はないと考えられますので、よろしくご審議ください。お願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。
大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、
大字伊那富字大道上…番…、地目は田、面積423㎡および、
大字伊那富字鞍掛…番…、地目は畑、面積362㎡および、
大字伊那富字鞍掛…番…、地目は畑、面積237㎡を、

B内に駐車場を拡張するための申請でございます。

申請者は、申請地に隣接するCのDであり、E用の駐車場が足りなくなったため、申請地に32台分の駐車場を新設したい計画です。

申請地は宅地、道路、山林に囲まれた10ヘクタール未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存敷地の拡張であり、許可はやむを得ないと判断いたします。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

説明させていただきます。高倉補佐よりお話がありましたように、羽場地区の…、CのDであるAさんからお話がありまして、11月6日金曜日に、Aさんと福島会長、私で現地を確認させていただきました。3筆ともにAさん所有の水田と畑でしたが、それを参拝者の駐車場にしたいということで届出があり、ここについては土地全て、近隣が住宅に囲まれた土地でございます。境界等については全部きれいに確認ができましたのでご審議の程よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<中村委員>

申請事由の拡張の面積が423㎡ですけれど、全体は1022㎡ではないか。

<事務局 小松>

全体は1022㎡であるが、議案書を作成するシステムの都合上、この箇所は自動的に最初の筆の面積が表示される仕組みになっております。

<中村委員>

手書きで直すしかないのではないか。これではおかしい。ここに1022㎡が出てこないといけない。

<事務局 小松>

すみませんが、今回は修正をお願いいたします。今後は手書き等で対応させていただきます。

<福島会長>

その他、ご意見ありますでしょうか。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請1～7番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字平出…番、地目は田、面積374㎡を、

大字平出…番地…にお住まいのBさんが譲り受け、住宅を新築するための申請であります。

借受人のBさんは貸付人のAさんと親子であり、現在町内の住宅で生活していますが、結婚を機に家族が増え、手狭になることから、父所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村代理>

11月15日にCのDさんと古村推進委員、私の3人で立ち会いを行いました。この土地はEの近くにありまして、Aさんの自宅があってその奥にこの土地があるものですから、地図にあるように4mの道路を作って出入口とするそうです。四隅にはきちんと杭が打たれていましたし、西側には水路があり、上下水道も前面道路にあり問題ないと思っておりますが、よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…号…にお住まいのFさんと、Gさんが共同で所有いたします、

大字伊那富字林下…番…、地目は田、面積10㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのHさんが譲り受け、住宅敷地を拡張し、通路および庭にするための申請であります。

譲渡人のF・Gさんは申請地北側で耕作をされております。

譲受人のHさんは、申請地南側の住宅にお住まいですが、北側が境界と宅地との空きがないた

め、申請地を譲り受け、裏の出入り口通路として新設したい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

8ページの地図が分かりやすいのですが、武井さんの自宅のすぐ裏に物置がありまして、そのすぐ後ろが本来であれば田んぼですけれども、通路を確保したいということで、10㎡、わずかな道にしたいということで、現地を確認しましたが、区画等きちんとしておりまして、問題ないと考えております。以上です。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

千葉県流山市加^{ながれやまし}か…丁目…番地の… …にお住まいのIさんが所有いたします、

大字伊那富字大道上…番…、地目は畑、面積281㎡を、

上伊那郡箕輪町大字中箕輪…番地 …にお住まいのJさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のIさんは遠方にお住まいのため、耕作できないことから、農地の有効活用を考えておりました。

譲受人のJさんは、現在町外のアパートで生活していますが、家族が増え、手狭になったことから、申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、K及びLがありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件は、3条議案と関連しております。9ページの地図を見ていただきますと分かります通り、③とその上の④、それから3条議案で審議いただきました空白の白い部分、全てをIさんが所有してお

りまして、今回その三つの形で分割して譲渡するというので、今回この番号③に関しては、その下の……という所をIさんからJさんが住宅地として譲り受けるということで、今回の案件になっております。こちらにつきましては281㎡ということで、道路が二面、北側が先程の3条議案でありました土地になります。この近辺は上下水道もありまして、境界もしっかり確認ができましたので、ご審議の程よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は同じく9ページを、配置図は11ページをご覧ください。

千葉県流山市加^{ながれやまし}か…丁目…番地の… …にお住まいのIさんが所有いたします、

大字伊那富字大道上…番…、地目は畑、面積17㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのMさんが取得し、通路を拡張するための申請であります。

譲受人のMさんは、地図で色塗りをしています、申請地北側の住宅にお住まいですが、自宅へ出入りする道路が狭く、自動車での通行に支障があるため、拡幅して容易に出入りしやすくするために申請地を取得し、通路を拡張したい計画であります。尚、造成後は辰野町へ寄付していただける予定です。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、K及びLがありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

先程の3番の案件と同じ土地になります。11月18日に福島会長と私、それから角地を譲り受けるMさんとで確認をしてあります。先程高倉補佐から話があったように、非常に細い道で、カーブが曲がり難いということで、Mさんがこの土地を購入し、道路として整備して町に寄付ということですので、面積は17㎡ということです。ここについても境界ははっきりしておりますので、特に問題ないかと思っておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙

手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

5番、6番は譲渡人、譲受人ともに同じでありますので、併せてご説明いたします。

地図は12ページをご覧ください。

所有権の移転でございます。

5番、大字辰野…番地にお住まいのNさんが所有いたします、

大字辰野字天神原…番…、地目は田、面積440㎡を、

松本市波田^{はた}…番地…に所在する、Oが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。配置図は13ページをご覧ください。

譲受人のOは、申請地に太陽光パネル132枚を設置し、売電を行いたい計画です。

6番、大字辰野…番地にお住まいのNさんが所有いたします、

大字辰野字堀上…番…、地目は田、面積489㎡を、

松本市波田^{はた}…番地…に所在する、Oが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。配置図は14ページをご覧ください。

譲受人のOは、申請地に太陽光パネル112枚を設置し、売電を行いたい計画です。

譲渡人のNさんは、申請地を含めて、近隣で耕作をされていますが、経営縮小をし、農地の有効活用として今回の申請に承諾されました。

Oは町外の所在ですが、設備の保守点検、安全管理等は岡谷市に所在するPが徹底して行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は国道と鉄道に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

11月13日に、松本市の行政書士のQさんと原委員と私の3人で立ち会いました。まず5番の方の天神原の……ですが、Rの横のS川と中央東線に囲まれた地籍をだいたい天神原といいますが、ちょっと気になるのが6番の堀上の……となっていますが、これは間違いだと思いましたが、天神原

の……だと思いましたが、それは後で調べてください。まず、……ですが、12ページの地図を見ていただくと分かる通り、TというUだと思いましたが、その会社があって、その横に川が流れていて、その上に…と…という階段状になった約1mちょっと位の段差のある階段状の田んぼがある位置に、…の上にもう一枚あるのですが、…の上には既に太陽光が設置されております。まず…の方ですが、このすぐ横の道路が約4m幅で、境界は明確でここ数年耕作はされていない所です。場所としては、周りに人家もなく太陽光を設置しても問題はないと思われれます。次に……ですが、ここはTと川の間1.5m位の川があるのですが、そこに橋がかけてありまして、そこにバラスが敷いてあるものですから、ちょっと前は無断転用で駐車場に使っていたふしがありますが、太陽光発電としては境界もはっきりしておりますし、同じく4m幅の道路も隣接しておりますから、人家等もなく問題と思われれます。ご審議よろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<事務局 小松>

先ほどご質問いただきました地番の小字について、登記簿謄本上は資料の通り「堀上」となっています。

<宇治推進委員>

「V」さんが隣接地で所有することになるが、脱法行為ではないか。大丈夫か。所有者が重なってはいけない、隣接してはいけないのではないか。

<事務局 中澤>

住民税務課生活環境係からの意見は特になかった。町の条例上、問題ないとされている。

<高倉事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。

地図は同じく12ページを、配置図は15ページをご覧ください。

中央…番地にお住まいのWさんが所有いたします、

大字辰野字天神原…番…、地目は田、面積946㎡を、

松本市波田…番地…に所在する、Oが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のWさんは、申請地を含めて、近隣で耕作をされていますが、経営縮小をし、農地の有効活用として今回の申請に承諾されました。

譲受人のOは、申請地に太陽光パネル224枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、Oは町外の所在であります。設備の保守点検、安全管理等は岡谷市に所在するPが徹底して行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は国道と鉄道に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

この場所も同じく11月13日に、松本の行政書士のQさんと原委員、私の3人で立ち会いました。12ページの地図を見てもらうと分かると思いますが、横に細長く出た所が道路になっております。それは私設の道路で約2.5m幅があります。境界はお隣が川で、田に囲まれており、明確になっておりました。隣接の耕作者にも承諾書をとっておりますし、周囲に人家はなく問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計11件、19筆、面積は17,987㎡、詳細は議案書の10ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<高倉事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計14件、22筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書13ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と12筆、12,014㎡について10年の使用貸借権を、1筆、560㎡について5年の使用貸借権を、9筆、10,730㎡について3年の賃借権を設定するものです。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<高倉事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく13ページをご覧ください。

Aへ11筆、10,972㎡について10年の使用貸借権を、1筆、560㎡について5年の使用貸借権を、9筆、10,730㎡について3年の賃借権を、Bさんへ1筆、1,042㎡について10年の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とA、Bさんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

【議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について1～3番朗読】

<高倉事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、

1番、辰野町大字横川…番、

2番、辰野町大字横川…番…、

3番、大字小野…番…

以上3件、詳細は議案書の15ページのとおりであります。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに3筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、1番、2番については一ノ瀬委員、根橋推進委員に、3番については中村委員、宇治推進委員に現地をご確認いただいております。

<一ノ瀬委員>

過日、1番2番の現地確認を事務局と一緒に確認をしております。特に問題はなく、説明いただいた通りであります。よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<中村委員>

18ページの地図を見ていただきたいと思います。Aの隣になります。空き家に付随した土地であります。事務局と一緒に現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書16ページの通りであります。

(2)前回の総会でご案内いたしました、農業委員会法改正5年後調査について、提出いただいた委員の皆様からの回答をまとめ、会長専決により全国農業会議所への回答とすることを決定しました。集計結果は17ページから20ページの通りであります。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○第5回長野県農業委員会大会(前月11日開催)の資料配布について(事務局 小松)

→参加されなかった委員 10 名のお手元に配布させていただきました。薄ピンク色の封筒に入っています。そのすぐ上に、一部補足資料を付けさせていただきます。例年は全委員が出席する大会ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参加人数を制限することとなり、会長、職務代理等 4 名に代表でご参加いただきました。内容としては、人・農地プラン地区懇談会の進め方に参考となるような事例報告や講演会を聴くことができました。詳しくは、お時間のある時に資料をご覧ください。大会資料 35 ページから 59 ページの講演会部分には空欄がありますが、講演会ではその空欄の穴埋めをしながらお話を聞きました。穴埋めの解答を別紙で補足資料として作成いたしましたので、併せてご確認ください。

<赤羽事務局長>

コロナ禍の中で、代表者の方に参加していただきました。説明がありましたように、今委員の皆さんに各会場へ出席していただいています人・農地プランの進め方等について、お話がありました。これを受けて参加された委員の皆さんにおかれましては、地区等で参加人数等をできるだけ増やせるような活動をしていただきまして、ありがとうございました。各会場、多くの皆さんに参加していただいているところであります。事務局が予想したよりも多くの方に来ていただく中で、資料等が手元にいかなかった方については、増す刷りしてお配りしている状況が地区によってはありました。ありがとうございました。

○農業委員会手帳(2021年版)の配布について(事務局 小松)

→町の会計で購入した2021年版の農業委員会手帳を配布いたしました。ご活用ください。表紙の裏に入っている身分証明書は、今回は作成しておりませんが、昨年作成したものと差し替えていただいでご使用ください。

<赤羽事務局長>

手帳のカレンダーについて、オリンピックが延びた関係で特別措置法が可決され祝日が変わると思いますので、情報を得ながら書き換えていただきたくようお願いいたします。

○令和2年度農地パトロール結果資料の配布について(事務局 小松)

→配布資料をご覧ください。9 月上旬に実施した農地パトロール結果がまとまりました。内容としては、前年に比べて A 判定の農地面積は増加し、B 判定の農地面積は減少しています。A 判定は、農地に戻る可能性はあるけれど、耕作されていない遊休農地であり、B 判定は、耕作放棄により荒廃し、農地に戻る可能性がないと判断される荒廃農地のことです。A 判定の増加要因としては、意向調査送付対象となる、新たに発見された A 判定農地が多いことから、今年からタブレットを導入したことにより、従来は場所が特定できない等で発見されていなかった農地がカウントされるようになったことが考えられます。意向調査送付対象の筆数は約 3 倍、面積は約 2 倍に増えておりますが、初めて A 判定農地となり意向調査

通知を送った方から、草刈り等管理はしているという回答も何件が来ておりますので、判断基準が厳しいか判断が難しかったと思われる所も含まれています。B 判定の減少要因としては、ここ数年行っていなかった非農地判定を多数行ったため、昨年まで B 判定であった農地が非農地になったことによると考えられます。全体としては耕作されていない農地が増加傾向であると考えられますが、意向調査を進め、貸したい・売りたい意向の農地所有者の掘り起こしや委員の皆様による農地相談活動につなげていきたいと考えております。

<赤羽事務局長>

皆さんに暑い中回っていただいたパトロールの結果が出ました。A 判定農地の面積が増えた中、人・農地プランの中においても多くの皆さんから意見をいただいている、耕作ができなくなりつつある部分が増えてきている。この結果について、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますがありますでしょうか。これについては、新聞にも要因等も含めて公表させていただきたいと思います。今後開催される人・農地プランの中においても、今回の数字を使って懇談ができればよいと思っています。

<野澤典生推進委員>

結果の表の様式について、左側が各行政区で書かれているが、右側は番地(大字名)で書かれているものから、左右で異なっている。例えば、北大出地区ではどのくらい総数があって A 判定がどのくらいなのかと分かるような資料にできれば良い。右側の表については、大字伊那富は南平、さらに宮所等までかなり広い範囲が含まれていることになる。来年から、右側の表も行政区で表示できればありがたい。

<事務局 中澤>

大字伊那富は、分け方がとても難しい。左側に書かれている数字は、皆さんが実際に回られたところの実数が入っているため分けられるが、右側の全農地面積は不確かな数字にはなるが番地で区切りながらであれば、分けようとすれば分けられる。

<野澤典生推進委員>

全体に対して、この地区はどのくらい A 判定、B 判定があったか見やすいと思いました。参考にしてもらえればと思います。

<赤羽事務局長>

集計の仕方をまた検討してみます。おっしゃる通り、全体の中で各地区がどうなのかが分かりにくいところがあるかもしれないと思います。

○農地相談活動等の情報共有について

→事務局、委員ともに情報提供なし。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(古村推進委員長)

→配布資料に基づき説明。収穫量は 50.5kg。現在、選別をお願いしており、これから搾油に出す予定です。無料配布用の種として用意していた実は、食の革命プロジェクト運営協議会より実が小さいという指摘を受けています。食の革命プロジェクトの種を配布用としてもらう予定です。搾油後の油・パウダーについては、前月総会時に決められた通り、町内の学校給食と福祉施設へ無償提供する予定です。

<赤羽事務局長>

配布予定の種について、小さいと栽培するには難しい、発芽を考えると厳しいのではないかと青木さんから言われています。農業委員会で配るといふことであれば協議会の雑穀の里専門部会のものと交換するという話でしたが、どこで配っても同じであるため、できれば専門部会、六次産業の方々のものをそちらの事務局サイドで配る形でしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

→意見なし。→ご承知をいただきたいと思います。

<根橋推進委員>

協議会の方によるえごまの買取について、当初買取に制限があるということが新聞等に載ったことにより、一部の方々から買い取ってもらえないなら来年止めようかという声も聞こえてきた。最終的には全部買い取っていただいたが、この辺の需要と供給の話、どのくらい買い取っていただけたのか、それが来年油を搾って全部販売ができるのかという見通しについて、担当は違うと思うが、分かる範囲で教えてもらいたい。

<赤羽事務局長>

えごまの油については、本来でしたら順調に行けば一年とったものは売れていくわけです。パークホテルとかやぶきの館等町内での販売という部分とふるさと納税にも出し、産業振興課の窓口等にも置いています。パークホテルとかやぶきの館が売れ行きの良い場所ですが、今年はコロナ禍において利用者が減ったり観光シーズンの時に店を閉じていたりして、在庫がある中、新しいものを仕入れて油を搾ってやっていっても、まだまだこのコロナの影響が続く上においては在庫だけが伸びていってしまうことが心配されました。実際どのくらいのえごまの買取持込があるか分からなかったため、その辺を調整させていただきながら、受け入れをしていこうということになっています。300kg 買取希望があり、電話予約とほぼ同量でした。それらは雑穀の方二人が搾って売ることになりましたが、現在の販売単価 2,000 円が高いという指摘を受けており、それを若干下げようというふうにしております。ただ、それはあくまでも町内で、2,000 円を 1,800 円単価で売ろうということです。その差額については、食の革命プロジェクト運営協議会の中で補填をしようということによっております。最初は、300kg も搾って余るのではないかと心配がありましたが、山口さんの方には他に

出せる場所があるのではないかという部分も含める中、300kg を買い取って搾ることにしました。来年作った分の在庫がどうなっていくか分かりませんが、せつかく意欲があつてえごまを作っていられる方に対して数年やって止めてしまうのはいけないため、連絡いただいた方については、買い取りをしたというのが現状であります。ただ、買い取っていただけないから出さなかったという方に対しては申し訳ないということがあると思いますが、実態はそういうことでもあります。えごまは、辰野だけではなくどこへいっても売られており、鋸南町へ行った時にも売られていて、かなり安い価格でした。町内においては、若干安く出させていたいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

<根橋推進委員>

いずれにしても、せつかく普及もしてきて、健康にも良いとテレビで言われてきているため、値段の問題をもう少しコスト計算してどのくらいが良いのかということと、販路の拡大をしていかないと、結構手がかかるため、作る意欲がなくなってしまう。やはり油に搾らないと、実で売っていたのではコスト的に手作業のため厳しい。

<赤羽事務局長>

販路はもちろんですし、どこで売っているのか知らない方が多いというお声をよく聞きますので、都度紹介しながら、やはりえごまの油の効能、体にも良いということもマスメディア等も利用しながら、示していきたいと思います。

○農業委員会旅行先アンケート調査について(事務局 小松)

→前月総会時に配布した調査用紙を回収。

昨日までに提出いただいた方からの希望としては、海外もありましたが、現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況であり、外務省のホームページの情報によりますと、日本からの入国制限措置をとっている所は76カ国・地域、入国後に行動制限をとっている所は105カ国・地域となっており、例えば辰野町の姉妹都市があるニュージーランドでは、ニュージーランド永住権所持者やその家族を除き、原則外国人の入国を禁止、ベトナムでも重要な外交活動や企業管理者等を除き、全ての国・地域からの外国人の入国を停止し、許可された方でも感染の陰性証明書を提示する等が求められています。また、町内の旅行会社の方からの情報によりますと、海外へ渡航する場合は、出国前と帰国前にそれぞれ12～14日間の待機期間が求められているとのことです。あと1年で状況がどう変わるか見えない中ですが、状況を見ながら検討を進めていきたいと考えております。既に提出いただいた方で、海外のみを書かれている方は、国内のみとなった場合はどうするか書きたい方は後でお返しいたしますのでご記入ください。アンケート結果がまとまりましたら、旅行委員の中村委員・原委員・野澤典生推進委員を中心に旅行先を決めていただきたいと思います。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:1月6日(水) 午前9時30分から 役場第6会議室

(閉会)

どうも寒い中ご審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印